



\*\*\*\*\*

## 今月のテーマ 高額療養費制度

給与所得者、いわゆるサラリーマンは基本的に確定申告の必要ありません。会社で行われる年末調整が確定申告に代わるものだからです。しかし、サラリーマンでも確定申告が必要となるケースがいくつかあります。そのうちの1つで最も身近なものに医療費控除があります。一年間に多額の医療費が発生した場合の減税措置になるのですが、多額の医療費を支払うと所属する保険組合から高額療養費というものが支給されることがあります。医療費控除の計算で意外な落とし穴にもなる高額療養費制度についてご紹介いたします。

### 1. 制度の内容

高額療養費制度とは、同じ月の間に医療機関に支払った自己負担額が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた部分の金額が払い戻される制度です。この制度は協会けんぽに代表される社会保険と自治体が運営する国民健康保険の両方で利用することができます。

### 2. 自己負担額

自己負担額とは医療機関の窓口で支払った金額を指しますが、自己負担額を計算する際にいくつか注意点があります。まず集計期間の単位は月になります。月とは暦の1日から末日までです。そして自己負担額の集計は医療機関ごとに行うのですが、同じ医療機関であっても内科と歯科は別々に入院と外来も別々に集計する必要があります。また保険が適用されない自費診療や差額ベッド代などは自己負担額から除外されます。

なお自己負担額の集計では個人ごとではなく、同じ健康保険に加入している同一世帯の人の医療費を合算することができます。ただし、70歳未満の場合には月の自己負担額が21,000円以上の自己負担額が、70歳以上75歳未満の場合には月の自己負担額の全額が合算対象と認められます。

### 3. 自己負担限度額

協会けんぽHPより転載

払い戻される金額を算定するための自己負担限度額の算定方法については、それぞれの健康保険ごとに若干の相異があります。今回は協会けんぽのホームページより、70歳未満の自己負担限度額の計算表をご紹介します。計算表は医療費を支払った本人の所得金額に応じて自己負担限度額が算定される仕組みです。

多数該当とは、診療を受けた月以前の1年間に3ヶ月以上高額療養費の支給を受けたことがある場合に適用される自己負担限度額で通常の計算より低く設定されているため、より多くの高額療養費の支給を受けることができます。

所得区分	自己負担限度額	多数該当
①区分ア (標準報酬月額83万円以上の方) (報酬月額81万円以上の方)	252,600円+(総医療費×1-842,000円)×1%	140,100円
②区分イ (標準報酬月額53万~79万円の方) (報酬月額51万5千円以上~81万円未満の方)	167,400円+(総医療費×1-558,000円)×1%	93,000円
③区分ウ (標準報酬月額28万~50万円の方) (報酬月額27万円以上~51万5千円未満の方)	80,100円+(総医療費×1-267,000円)×1%	44,400円
④区分エ (標準報酬月額26万円以下の方) (報酬月額27万円未満の方)	57,600円	44,400円
⑤区分オ(低所得者) (被保険者が市区町村民税の非課税者等)	35,400円	24,600円

### 4. 受給申請手続き

協会けんぽの場合、[高額療養費支給申請書](#)に必要な添付書類を添えて各支部へ提出します。国民健康保険については高額療養費に該当した場合、診療月の3ヶ月後に世帯主宛に郵送される申請書を市区町村に提出します。

### 5. 確定申告への影響

医療費控除の対象となる医療費に対して受給した高額療養費は、その医療費からマイナスしなければなりません。例えば、その年の12月に高額療養費に該当する診療を受けた場合で、高額療養費を請求した時は、翌年3月の確定申告において医療費控除の計算上、高額療養費を医療費の金額からマイナスしなければなりません。